

2 地 方 税 制 の 動 き(平成18年度)

(1) 税制改正の方針

平成18年度の税制改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて災害等対応策としての所得税における耐震改修税額控除制度の創設、その他、国際課税、酒税・たばこ税等についての所要の措置等を講ずることとされた。

また、地方税においては、土地に係る固定資産税の負担の均衡化を促進するなどの改正が行われた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成18年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 個人住民税

(ア) 所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を行う。(平成19年度分から適用)

(イ) 定率減税(所得割額の7.5%、限度額2万円)を廃止する。(平成19年度分から適用)

(ウ) 損害保険料控除を改組し、地震保険料等の2分の1の額(最高2万5千円)を総所得金額等から控除する制度を創設する。(平成20年度分から適用)

(エ) 均等割及び所得割の非課税限度額を引き下げる。(平成18年度分から適用)

イ 所得譲与税

平成18年度分について、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、区市町村へ8,300億円をそれぞれ譲与する。

ウ 法人事業税

恒久的な減税の一環として措置された、税率を11%から9.6%などに軽減する特例措置について、本則の制度とする。

エ 不動産取得税

(ア) 税率(本則4%)を3%とする特例措置について、住宅及び住宅用地並びに商業地等については、平成21年3月31日まで3年間延長し、店舗、事務所等の住宅以外の家屋については、2年間の経過措置(税率3.5%)を設けた上で4%の本則税率とする。

(イ) 宅地等の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成21年3月31日まで3年間延長する。

オ 地方たばこ税

地方のたばこ税を1,000本につき4,372円(改正前3,946円)に引き上げ、道府県たばこ税を1,074円(改正前969円)、市町村たばこ税を3,298円(改正前2,977円)とする。(平成18年7月1日から適用)

カ 自動車税・自動車取得税

自動車税のグリーン化及び自動車取得税の低燃費車特例について、排出ガス基準及び燃費基準を厳しくするなど軽減対象を重点化した上で、2年間延長する。

キ 固定資産税・都市計画税

(ア) 宅地に係る負担調整措置について、商業地等に係る負担水準の上限(改正前70%)を維持する、商業地等に係る条例減額制度を継続する、負担水準の低い土地に係る当該年度の課税標準額について、一定の上限に達するまで前年度の課税標準額に評価額等の5%を加えた額とするなど、負担水準の均衡化を一層促進する。

(イ) 平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、住宅の耐震改修(工事費30万円以上)を行った場合、当該住宅(120㎡までの部分)に係る固定資産税を一定期間2分の1に減額する制度を創設する。

ク 軽油引取税

知事の承認を受けずに軽油を製造する者へ、情を知って、原材料や薬品、設備等を提供した者等に対する罰則を創設するなど、脱税防止策を強化する。(平成18年6月1日から適用)

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

ア 固定資産税・都市計画税に対する4つの軽減措置の継続

商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引き下げによる減額措置、小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置を継続することとした。

イ 災害被害者に対する都税の減免に関する規定を整備

不動産取得税の減免対象に以下のものを加えるなど、都税の災害減免規定を整備した。

- ・代替敷地に取得した代替家屋
- ・滅失等した土地に代替する土地
- ・取得直後(納期限まで)に滅失等した土地及び家屋

(4) 平成18年度東京都税制調査会 中間報告

東京都税制調査会は、地方主権の時代にふさわしい地方税制等を検討するため、平成12年5月に設置された知事の諮問機関である。

本調査会は、設置以来6次にわたって答申を行ってきたが、平成18年度からは、地方法人課税、地方消費税、環境税等の重要課題について、中間報告を行いつつ、委員の任期である3年間を通じた検討結果を答申として取りまとめていくこととした。

平成18年度の中間報告は、同年度の検討状況を整理して取りまとめたものであり、「国・地方の役割・責任と地方税財政制度のあり方」、「地方法人課税の根拠と課題」、「地方法人課税の今後のあり方」の各項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

ア 国・地方の役割・責任と地方税財政のあり方

- 本来の軌道からはずれた地方分権改革
 - ・ 国の財政再建が優先された三位一体の改革は、地方分権改革本来の趣旨からは程遠い不十分な改革
- 国・地方の役割分担の明確化
 - ・ 住民に身近な行政は地方が行うことを基本とし、国の役割は限定的に考えるべき
 - ・ 法令による義務付けの緩和や国庫補助負担金の原則廃止により、地方の行政運営の自由度を増やすべき
- 地方が担う新たな役割
 - ・ 教育、福祉など、住民生活に密着した分野における新たな行政需要が高まり、地方自治体の役割が増大している。
- 地方税財源の充実確保
 - ・ 地方の役割に見合った税財源を確保するため、引き続き税源移譲を進めるべき
 - ・ 当面、消費税から地方消費税への税源移譲について検討が必要
 - ・ 地方交付税制度等の財政調整機能は必要であり、今後そのあり方を検討する

イ 地方法人課税の根拠と課題

- 法人課税負担の引下げ論
 - ・ 法人実効税率のみで法人課税負担の国際比較を行うことは不適當
- 「不安定性」と「偏在性」を理由とした地方法人課税
 - ・ 「偏在性」の問題は、他税目との組合せや地方交付税の配分等を含めた地方税財政制度全体の中で検討すべき

ウ 地方法人課税の今後のあり方

- 基本的な考え方
 - ・ 地方法人課税は、法人が事業活動を行うにあたり、様々な行政サービスの提供を受けていることから、その経費を分担すべきという考え方に基づく
 - ・ 地方法人課税は分権社会を支える重要な財源であり、廃止・縮小はありえない
- 法人事業税のあり方
 - ・ 外形標準課税は、中小企業等に配慮しつつ、その割合を拡大すべき
 - ・ 「付加価値」が事業活動規模を最も適切に表す指標と考えられることから、付加価値割の比率を高めるべき
- 法人住民税のあり方
 - ・ 地方自治の本旨に適う税として、今後とも重要な役割を果たしていくことが求められる
- 地方法人課税の分割基準について
 - <分割基準の意義>
 - ・ 分割基準は複数の自治体に跨って事業活動を行う法人に対する課税権の帰属を調整するための指標
 - <法人事業税の分割基準のあり方>
 - ・ 事業活動、事業規模と都道府県の行政サービスとの受益関係を的確に把握し、簡便かつ明白な指標であることが望ましい
 - ・ 平成17年度税制改正でサービス業等に用いられた「事務所数」は付加価値との相関関係はなく、指標としては不適當
 - <法人住民税の分割基準のあり方>
 - ・ 「従業者数」は法人の事業活動と行政サービスとの受益関係を反映する指標として概ね妥当であり、今すぐ見直す必然性はない